

長 第 536 号
平成22年10月14日

各老人福祉施設の施設長
各介護老人保健施設の管理者 様
各介護サービス事業所の管理者

山形県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

介護サービス事業所における日常生活に要する費用の適正な
取扱いについて

今般、県内の精神科病院における、療養の給付と直接関係のないサービスに係る費用の徴収の取扱いに関し報道がなされております。

介護サービス事業所において、利用者、入所者、入居者又は入院患者から受け取ることが認められる日常生活に要する費用については、各介護サービスごとに厚生労働省令により定められている「人員、設備及び運営に関する基準」において、事前に利用者や家族に対し説明のうえ同意を得ることと示されている他、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)や「その他の日常生活費」に係るQ&A等において適正に取り扱うよう求められているところです。

今後も利用者等から保険外で日常生活に要する費用を徴収する場合は、基準やこれら通知等に基づき、適正に対応くださるようお願いいたします。

※ 参考までに関係通知等について添付します。

担当：長寿社会課 事業指導担当 大野澤 TEL 023-630-2158 FAX 023-630-2271
--